

# 新日弁連

Nichibenren Shimbun  
Japan Federation of Bar Associations

12

2010

No.443

December

## 新司法試験シンポジウム

### 短答式試験はこのままでよいのか？

いま短答式から新司法試験のあり方を問う直す

11月13日 東京



短答式試験のあり方について、活発な議論が行われた

二〇一〇年新司法試験では、法学既修者の合格率が三七〇%、未修者が一七%とその差が拡大した。七科目の短答式試験が未修者の負担になっているのではないかとの問題意識から、短答式試験のあり方を問い直すべく、新司法試験シンポジウムを開催した。

当日は、松本恒雄教授（一橋大学法科大学院長）、塚原英治会員（第二東京・青山学院大学法科大学院特

任教授）、本郷亮会員（東

セッションでは、短答式試験が必要最低限の知識を確認するものであるという観点から、試験科目の減少、フル制（一定割合をフル問題から出題）の採用、禁忌肢（正解できないと不合格もしくは大幅な減点となる問題）の導入などの提案があった。現行の短答式試験問題について、公判の流れを問う問題などは、法科大学院の授業とリンクしており評価できる反面、商法がやや枝葉の論点に立ち入りすぎているのではという意見もあった。

京・慶應義塾大学法科大学院教授）、榎本修会員（愛知県・法科大学院センター副委員長）、藤川忠宏氏（元日本経済新聞社論説委員、司法修習予定者）の五人のパネリストと四人の二〇一〇年新司法試験合格者を招き、活発な討論を行った。

六法参照を求める合格者の意見に対して、パネリストから、基本的な条文は六法不要、逆に条文を参照することで時間だけがかりかねないという反対意見が挙げられた。また、短答式試験が一次評価に用いられることについては、短答式試験の合格点に達しなかった受験者の論文答案を採点して、短答式試験と論文式試験の結果に関係性があるかを検証する必要性があるとの意見も出された。

であるといった意見や試験で何が求められているのかが全体的に分からず、受験生がどのレベルまで自分の力を上げればよいのかが不明確で、時間がないと必要以上に焦ってしまうといった意見が出された。

続くパネルディスカ

短答式試験のあり方について、活発な議論が行われた

続くパネルディスカ